

地域 区分	認定 区分	保育必要 量区分	減価償却費加算		賃借料加算			連携施設を設定 しない場合	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合	土曜日に閉所する場合			
①	②	③	加算額		加算額			⑫	⑬	月に1日土曜日 を閉所する場合	月に2日土曜日 を閉所する場合	月に3日以上土 曜日を閉所する 場合	全ての土曜日を 閉所する場合
			標準	都市部	標準	標準	都市部			⑭			
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	9,800	10,700	A地域	46,400	51,600	6,350	(④+⑤+⑧)	1,340	2,680	4,010	5,350
		保育短 時間認定							× 18/100				
					B地域	25,600	28,400						
					C地域	22,300	24,800			1,100	2,190	3,290	4,390
					D地域	20,000	22,200		× 18/100				

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－① 49,020 ÷ 各月初日の利用子ども数		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A又はBのいずれかとする
		B：処遇改善加算Ⅱ－② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数		
処遇改善等加算Ⅲ	⑯	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める
冷暖房費加算	⑰	1 級 地 1,900	4 級 地 1,320	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地～4 級地以外の地域
		2 級 地 1,690	その他地域 120	
		3 級 地 1,670		
除雪費加算	⑱	6,270		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	⑲	162,470÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ⑳		160,000（限度額）÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉑	A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (79,950 + 790×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
		C	基本額 10,000 ÷各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉒	150,000÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算